東広島市新型インフルエンザ等対策行動計画（令和８年度改定案）概要版

東広島市新型インフルエンザ等対策行動計画とは

感染症の大規模流行時に国や地方自治体、医療機関が連携し、迅速かつ適切な対応を行うための指針となる計画で、次の目的を達成するために新型インフルエンザ等対策特別措置法に策定が義務付けられている法定の計画です。

・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
・市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

市行動計画改定のポイント

ポイント１	新型コロナ対応時における感染拡大時の医療提供体制の確保や、情報発信体制の強化などの課題を踏まえ、国及び県の行動計画と整合を図り、平成２７年の策定以後、初めての抜本改定を行うもの。
ポイント２	新型インフルエンザに加え、新型コロナウイルス感染症や未知の感染症等の発生も想定し、幅広い感染症危機に対応するもの。
ポイント３	新型コロナウイルス感染症への対応経験を踏まえ、感染状況を細かく区分して対応する従来方式から、平時の備えを行う「準備期」、発生直後の迅速な対応を行う「初動期」、感染拡大後の「対応期」の３段階へ整理したもの。
ポイント４	新たに「保健」及び「物資」を対策項目として位置付けるなど、対策項目をこれまでの７項目から８項目に拡充し、内容の充実を図る。

※「保健」…保健所機能や健康観察等、「物資」…個人防護具や医療資器材の確保

《 東広島市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）の構成 》

第１章（4～12ページ）
感染症危機をとりまく状況や、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定、また、新型コロナウイルス感染症対応の振り返りなど、改訂にあたっての背景や経緯等を記載しています。

第２章（13～30ページ）
基本的な戦略、時期に応じた対策の考え方、対策を実施するうえでの留意点、対策を推進するための役割分担、対策項目の実効性の確保といった、基本的な考え方を記載しています。

第３章（31～82ページ）
各対策項目（右表１～８）の考え方及び取り組みを記載しています。

参考資料（83～89ページ）

対策項目	準備期（発生前段階）	初動期（感染症発生段階）	対応期（封じ込めを念頭に対応する時期以降）
１ 実施体制	市や関係機関の役割を整理し、有事に機能する組織体制の編成を行い、研修や訓練を実施	県が警戒本部を設置した場合、市連絡調整部会を設置し、対策を迅速に実施	市対策本部の設置 感染症危機・市民生活・各対策の実施状況等に応じて、柔軟に対策の実施体制を整備し、状況に応じた実施体制の見直し
２ 情報提供・共有 リスクコミュニケーション	平時からの普及啓発を含め、感染症対策について市民への情報提供・共有	市民が科学的根拠等に基づき、適切に判断・行動できるよう、偽・誤情報等への対応を行い、正確な情報を迅速に分かりやすく提供・共有	→
３ まん延防止	基本的な感染対策の周知・普及	市内でのまん延防止対策や迅速な対応がとれるよう準備	まん延防止対策を実施。市民生活や社会経済活動への影響や、対策の効果と影響を勘案し、柔軟かつ機動的に実施
４ ワクチン	国や県の方針を踏まえ、円滑なワクチン接種が実施できるよう、平時から準備	国の方針を踏まえ、接種会場や医療従事者の確保など、接種体制を構築	構築した接種体制に基づき接種を実施 市民に対し接種に関する情報提供・共有
５ 医療	有事の際の地域の医療提供体制の準備と合意形成を図る	関係機関と連携し、医療提供体制を確立	関係機関と連携し、時期に応じた医療提供体制を構築
６ 保健	県から応援派遣要請があった場合、保健所への応援派遣に協力	→	関係機関と連携し、感染症発生時における対応を実施
７ 物資	感染症対策物資等の備蓄の推進	感染症対策物資等の必要量の確保	→
８ 市民生活・市民経済の安定の確保	市民等への適切な情報提供・共有	市民生活及び社会経済活動の安定	→

お問い合わせ
東広島市 健康福祉部 医療保健課 医療感染症対策係
〒739-8601　東広島市西条栄町8番29号
電話：082-420-0936　／　FAX：082-422-2416
Mail：hgh200936@city.higashihiroshima.lg.jp